

38. 任意団体がためていた資金をNPO法人に移すと課税されますか？

任意団体の資金をNPO法人に移すことは、寄付金と解釈されます。この時、寄付をする任意団体にも、資金を受け取るNPO法人にも課税はされません。仮に、任意団体が収益事業によって資金をつくっていた場合であっても、それは任意団体に対する課税の問題であって、NPO法人とは無関係です。